

受理年月日	年 月 日
受 理 番 号	
備 考	

## 大規模小売店舗届出書

令和8年3月3日

兵庫県知事 様

名 称 株式会社トライアルカンパニー  
代表者 代表取締役 石橋 亮太  
住 所 福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称:スーパーセンタートライアル高砂曾根店  
所在地:兵庫県高砂市曾根町字入喜濱 2526 番 1 他

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名 称:株式会社トライアルカンパニー  
代表者:代表取締役 石橋 亮太  
住 所:福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号
- 2 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年 11 月 4 日
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,432 m<sup>2</sup>

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
駐車場 建物西側「付図3 建物配置図及び1階平面図」参照	161 台
合計	161 台

※ 総収容台数 215 台(内、届出台数 161 台、従業員用駐車区画 12 台)、別途従業員専用 34 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
駐輪場 建物西側「付図3 建物配置図及び1階平面図」参照	48 台
合計	48 台

※ 総収容台数 80 台(内、届出台数 48 台、従業員等共用 32 台)

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
荷さばき施設① 建物北側「付図3 建物配置図及び1階平面図」参照	115.2 m <sup>2</sup>
荷さばき施設② 建物北西側「付図3 建物配置図及び1階平面図」参照	48.0 m <sup>2</sup>
合計	163.2 m <sup>2</sup>

(4) 廃棄物等保管施設の位置及び容量

位置	容量
廃棄物保管施設① 建物北側「付図3 建物配置図及び1階平面図」参照	22.95 m <sup>3</sup>
廃棄物保管施設② 建物北西側「付図3 建物配置図及び1階平面図」参照	34.65 m <sup>3</sup>
合計	57.60 m <sup>3</sup>

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	午前0時00分	翌午前0時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 No.	駐車可能時間帯
駐車場	午前0時00分～翌午前0時00分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場	出入口2箇所	出入口①:敷地西側 出入口②:敷地西側 「付図3 建物配置図及び1階平面図」参照
合計	2箇所	—

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①、②	午前6時00分～午後10時00分

別添1 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

(1) 建物配置図

付図3 建物配置図及び1階平面図 参照

(2) 各階平面図

付図3 建物配置図及び1階平面図 参照

(3)

① 建物・敷地の概要

項目	計画内容
構造	鉄骨造
階数	地上1階
敷地面積	15,756 m <sup>2</sup>
建築面積	4,776 m <sup>2</sup>
延床面積	4,695 m <sup>2</sup>

② 各階ごとの店舗面積等

階数	店舗面積	延床面積
1階	3,432 m <sup>2</sup>	4,695 m <sup>2</sup>
合計	3,432 m <sup>2</sup>	4,695 m <sup>2</sup>

別添2 主として販売する物品の種類

小売業者の氏名又は名称	代表的な取扱品の種類
株式会社トライアルカンパニー	食料品、日用品等

別添3 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

① 指針による必要駐車台数の算出

ア 小売店舗の必要駐車台数

事項等		各事項算出のための計算式等
地区の区分	その他地区	第二種住居地域
行政人口	85,968 人	令和 7 年 8 月 住民基本台帳
S:店舗面積	3,432 千㎡	$3,432 \text{ 千}^2 \div 1,000$
A:店舗面積当たり日來客数原単位	997.04/千㎡	人口 40 万人未満&その他地区の場合の値 1,100-30S
B:ピーク率	14.4%	指針の基準値
C:自動車分担率	80%	人口 10 万人未満&その他地区の場合の値
D:平均乗車人員	2.0 人/台	10,000 ㎡未満
E:平均駐車時間係数	0.8146	$(30+5.5*S)/60$
必要駐車台数	161 台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
ピーク時來台数	197 台/時	$A \times S \times B \times C \div D$
計画駐車場の収容台数	161 台	—

※ 総収容台数 215 台(内、届出台数 161 台、従業員用駐車区画 12 台)、別途従業員専用 34 台

② 駐車場の分散確保の有無

駐車場の分散確保の有無	理由
無	・ 指針に基づく必要駐車台数を満たす駐車台数を敷地内で確保するため。

③ 駐車場の料金の有無

駐車場の料金の有無	理由
無	・ 駐車料金を無料にすることにより、来退店車両の円滑な入出庫を図ります。

(2) その他駐車場の規模に関する計画

① 来客用以外に考慮する駐車台数

事項	面積	店舗用駐車場と 共用・別途の別	必要台数	備考
従業員等用駐車場	525 ㎡	共用	42 台	—
従業員駐車場	575 ㎡	別途	46 台	—
搬出入車両駐車場	—	—	0 台	—
合計			88 台	

② 駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況

駐車場番号	駐車場構造	収容台数	面積	駐車区画の大きさ			契約 形態
				一般用	軽自動車用	身障者用	
駐車場	平面自走式	215 台	2,695 ㎡	2.5×5.0	2.5×4.0	3.5×5.0	借地
従業員専用 駐車場		34 台	425 ㎡	2.5×5.0	-	-	
合計	—	249 台	3,120 ㎡	237 台	7 台	5 台	—

※ 総収容台数 215 台(内、届出台数 161 台、従業員用駐車区画 12 台)、別途従業員専用 34 台

別添4 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の形式等

① 駐車場の入庫処理能力

駐車場番号	出入口の場所	1時間当たり入庫処理能力		ピーク1時間に予想される自動車台数	
		台数	算出根拠	台数	算出根拠
駐車場	出入口① 出入口② (敷地西側)	450台	3,600秒/(8秒/台)	197台	指針式より算出

② 敷地内の駐車待ちスペース

駐車場番号	出入口の場所	駐車待ちスペース	発券ブース	駐車待ちスペースがない場合
				設置しない理由・対策
駐車場	出入口①、② (敷地西側)	無	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針による必要駐車待ちスペースの算出により、駐車待ちスペースは必要ないため。</li> </ul>

(指針による必要駐車待ちスペース)

以下のとおり必要駐車待ちスペースを算出しました。

{(当該入口の1分当りの来台数×1.6)-(当該入口の1分当りの入庫処理可能台数)}×6(m)	
出入口①(敷地西側)	{(116台/60分×1.6)-(450台/60分)}×6=-26.44(m)
出入口②(敷地西側)	{(81台/60分×1.6)-(450台/60分)}×6=-32.04(m)

評価

入口部の来店車両の予測台数は、駐車場の処理能力を下回ります。

また、道路交通への影響についても、交差点需要率及び車線別混雑度は各基準を下回ります。

開店時や繁忙時等は状況に応じて交通誘導員による誘導を行い、前面道路への来退店車両の滞留等の回避に努めます。

開店後、当該店舗が起因して継続的な滞留が生じる場合は、地元警察署と調整の上、対策を検討いたします。

(2) 方向別台数の予測結果等

① 敷地周辺の道路の状況

項目		道路No.1 (道路名: 県道 555 号 曾根阿弥陀線)	道路No.2 (道路名: 市道曾根 31 号線)
道路幅員		6.1m	6.25m
幅員構成	車線	6.1m	6.25m
	車線数	片側 1 車線	片側 1 車線
	歩道の有無	無	無
	中央分離帯の有無	無	無
	路肩	無	無
交通規制		駐車禁止 40km/h	駐車禁止 30km/h
店舗周辺の信号交差点数 (うち右折帯設置の交差点数)		1 交差点 (0)	0 交差点 (無)
横断歩道の有無		有	無
通学路の有無		無	無
バス路線の有無		有	無
バス停の有無		無	無
駐車場の出入口から敷地寄りのバス停ポールまでの距離		約 220m	-

② 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等

ア 平日、日曜それぞれの交通量調査の結果及び開店後の周辺道路の交通量予測(交差点需要率)

地点	ピーク時間帯		現況		開店後	
			交通量	需要率	交通量	需要率
交差点 A (曾根)	休日	13 時台	1,060 台/時	0.353	1,292 台/時	0.415
	平日	7 時台	1,617 台/時	0.547	1,849 台/時	0.641

※ 現況交通量調査年月日: 令和 7 年 2 月 16 日(日)、17 日(月)

イ 平日、休日それぞれの交通量調査の結果(交差点の車線別混雑度)  
交差点A(曾根)

休日	流入部A	流入部B	流入部C	流入部D
	左直右	左直右	左直右	左直右
設計交通量	453	316	180	111
交通容量	1,218	1,104	398	386
混雑度	0.372	0.286	0.452	0.288
需要率	0.353			

平日	流入部A	流入部B	流入部C	流入部D
	左直右	左直右	左直右	左直右
設計交通量	647	520	236	214
交通容量	1,078	1,036	373	390
混雑度	0.600	0.502	0.633	0.549
需要率	0.547			

ウ 平日、休日それぞれの開店後(近隣店舗含む)の周辺道路の交通量予測(交差点の車線別混雑度)  
交差点A(曾根)

休日	流入部A	流入部B	流入部C	流入部D
	左直右	左直右	左直右	左直右
設計交通量	492	358	215	227
交通容量	1,193	1,083	394	374
混雑度	0.412	0.331	0.546	0.607
需要率	0.415			

平日	流入部A	流入部B	流入部C	流入部D
	左直右	左直右	左直右	左直右
設計交通量	686	562	271	330
交通容量	1,052	1,027	365	370
混雑度	0.652	0.547	0.742	0.892
需要率	0.641			

※ 上記の網掛け部分については、設定経路に当たる車線です。

### (3) その他の対応策

#### ① 駐車場の設置に当たっての配慮

項目	具体的な内容
歩行者等の動線分離	・ 駐車場内には歩行者通路を確保し、主要な車路横断部には横断歩道の路面標示を行います。
駐車場からの排気ガス 近隣居住者への騒音	・ 掲示板等により不必要なアイドリングの禁止を来客者へ周知致します。 ・ 路面標示等により駐車場内の徐行運転の徹底を呼びかけます。

#### ② 交通への支障を回避するための方策等

項目	具体的な内容
交通誘導員の配置	・ オープン時や繁忙時等には駐車場出入口付近に交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保と車両の円滑な誘導を行います。

### 別添5 経路の設定等

#### (1) 自動車を駐車場に案内する経路及び方法

##### ① 周辺見取図に来客の自動車の案内経路を表示した図面

「別紙 来退店経路図(周辺)」参照

#### (2) 経路等を来客者に知らせる方法、その他交通対策

項目	具体的な内容
チラシの配布	・ オープン時の新聞折込チラシ等に案内経路を掲載するとともに、店舗ホームページへ案内経路を掲載し、来退店経路を周知致します。
交通誘導員の配置	・ オープン時や繁忙時等には駐車場出入口付近に交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保と車両の円滑な誘導を行います。
案内表示の設置	・ 駐車場出口には停止線、「トマレ」等の路面表示を設置し、出庫車両に対して一旦停止を促します。また、駐車場内に方面別退店方向を案内する看板を設置します。 ・ 駐車場内には歩行者通路を確保し、主要な車路横断部には横断歩道の路面標示を行います。

別添6 荷さばき施設の整備等

(1) 搬出入車両台数と荷さばき時間帯

<荷さばき施設①>

時間帯	搬出入車両の車種車両数		平均的な荷さばき処理時間 (1時間あたり)	廃棄物収集車両 パッカー車
	4t車	10t車		
午前6時～午前7時	1台	1台	4t車:20分 10t車:30分	2台/日 (処理時間10分)
午前7時～午前8時				
午前8時～午前9時	2台			
午前9時～午前10時	2台			
午前10時～午前11時	2台			
午前11時～午後0時	1台			
午後0時～午後1時	1台			
午後1時～午後2時				
午後2時～午後3時	2台			
午後3時～午後4時				
午後4時～午後5時	1台			
午後5時～午後6時	1台			
午後6時～午後7時				
午後7時～午後8時	1台			
午後8時～午後9時				
午後9時～午後10時	1台			
合計	15台	1台	—	

<荷さばき施設②>

時間帯	搬出入車両の車種車両数		平均的な荷さばき処理時間 (1時間あたり)	廃棄物収集車両 パッカー車
	4t車			
午前6時～午前7時	1台		15分	0台
午前7時～午前8時	0台			
午前8時～午前9時	0台			
午前9時～午前10時	0台			
午前10時～午前11時	0台			
午前11時～午後0時	1台			
午後0時～午後1時	0台			
午後1時～午後2時	0台			
午後2時～午後3時	1台			
午後3時～午後4時	0台			
午後4時～午後5時	0台			
午後5時～午後6時	0台			
午後6時～午後7時	0台			
午後7時～午後8時	0台			
午後8時～午後9時	1台			
午後9時～午後10時	0台			
合計	4台		—	

(2) 荷さばき施設の計画

① 荷さばき施設の形状・規模

施設番号	プラットフォームの広さ	同時作業の可能な台数	待機スペースの有無
荷さばき施設①	無	2台	無
荷さばき施設②	無	1台	無

② 荷さばき施設の規模の算出根拠

項目	予測数値
ピーク時における搬出入車両台数	4t車2台

③ 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対応等
無	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業時間内の搬出入作業は、来店車両の通行の妨げとならないよう配慮します。</li> <li>作業員には、一旦停止の遵守等の安全運転に努めるよう周知・徹底します。</li> </ul>

別添7 騒音問題に対応するための対応策

① 一般的騒音対策の概要

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
有	GL+3.0m、GL+2.0m	0.15m(予定)	アルミ積層複合板 (予定)	別紙 「騒音源及び 予測地点配置図」 参照

② 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の概要
荷さばき施設の騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷さばき施設は十分なスペースを確保し、荷さばき時間の短縮に配慮します。</li> </ul>
荷さばき作業の騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>不必要なアイドリングの禁止・ドア開閉音等作業音の静穏化について関係者に周知・指導を徹底します。</li> <li>深夜、早朝における荷さばき作業は禁止します。</li> </ul>

③ BGM等の宣伝活動の予定

実施時間帯	拡声器の数	具体的な騒音対策の内容
無	—	—

④ 駐車場の騒音対策の概要

駐車場番号	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の車両通行部分の段差を極力なくします。</li> <li>出入口①の北側敷地境界付近について、遮音壁の設置を検討しております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路面標示等により駐車場内の徐行運転の徹底を呼びかけます。</li> </ul>

⑤ 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

廃棄物回収場所の構造	回収時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
屋外	午前6時 ～ 午後10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>極力段差の無い構造と致します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物収集車両の不必要なアイドリングの禁止について関係者に周知徹底します。</li> <li>深夜、早朝における廃棄物収集作業を禁止します。</li> </ul>

⑥ 付帯設備の稼働時間帯と騒音対策

付帯設備の種類	稼働予定時間帯	位置	騒音対策
キュービクル	24 時間	別紙 「騒音源及び 予測地点配置図」 参照	・ 定期点検を行い、異常騒音 の発生防止に努めます。
冷凍機室外機			
空調機室外機			
換気口	24 時間 一部午前6時00分～午後10時00分		

別添8 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果と算出根拠

① 各予測地点における等価騒音レベルの予測結果

(昼間)

騒音発生源	昼間											
	A 地点		B 地点		C 地点		D 地点		E 地点		F 地点	
	1.2m	4.2m										
等価騒音レベル(定常騒音)(dB)	43	45	42	45	45	45	47	47	38	38	42	42
等価騒音レベル(変動騒音)(dB)	23	26	22	26	19	24	17	24	33	33	40	40
等価騒音レベル(衝撃騒音)(dB)	16	19	15	19	12	16	<10	16	25	25	33	33
自動車走行騒音以外の等価騒音レベル(dB)	43	45	42	45	45	45	47	47	39	40	44	44
等価騒音レベル(自動車走行音)(dB)	33	34	32	34	50	49	55	54	49	49	49	49
騒音全体の等価騒音レベル(dB)	44	45	43	45	51	51	56	55	49	49	51	51
環境基準(dB)	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55

※詳細は別添騒音予測資料「平均的な状況を呈する日における等価騒音レベル計算過程」を参照して下さい。

(夜間)

騒音発生源	夜間											
	A 地点		B 地点		C 地点		D 地点		E 地点		F 地点	
	1.2m	4.2m										
等価騒音レベル(定常騒音)(dB)	43	44	41	44	45	45	47	47	38	38	37	37
等価騒音レベル(変動騒音)(dB)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
等価騒音レベル(衝撃騒音)(dB)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車走行騒音以外の等価騒音レベル(dB)	43	44	41	44	45	45	47	47	38	38	37	37
等価騒音レベル(自動車走行音)(dB)	15	21	15	21	23	24	17	23	40	40	43	43
騒音全体の等価騒音レベル(dB)	43	44	41	44	45	45	47	47	42	42	44	44
環境基準(dB)	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45

※詳細は別添騒音予測資料「平均的な状況を呈する日における等価騒音レベル計算過程」を参照して下さい。

<備考>

なお、反射の影響が考えられる騒音源については、3dB 加算して計算しています。

<評価>

予測地点 A・B・C・E・F において、昼間及び夜間の等価騒音レベルは環境基準を満たします。

予測地点 D において、昼間及び夜間の等価騒音レベルは環境基準を上回ります。

そこで、保全対象の住居外壁にて再度予測しました。

【保全対象(住居外壁)】

(昼間)

騒音発生源	昼間	
	D'地点	
	1.2m	4.2m
等価騒音レベル(定常騒音)(dB)	45	45
等価騒音レベル(変動騒音)(dB)	18	24
等価騒音レベル(衝撃騒音)(dB)	11	17
自動車走行騒音以外の等価騒音レベル(dB)	45	45
等価騒音レベル(自動車走行音)(dB)	52	52
騒音全体の等価騒音レベル(dB)	53	53
環境基準(dB)	55	55

※詳細は別添騒音予測資料「平均的な状況を呈する日における等価騒音レベル計算過程」を参照して下さい。

(夜間)

騒音発生源	夜間	
	D'地点	
	1.2m	4.2m
等価騒音レベル(定常騒音)(dB)	45	45
等価騒音レベル(変動騒音)(dB)	-	-
等価騒音レベル(衝撃騒音)(dB)	-	-
自動車走行騒音以外の等価騒音レベル(dB)	45	45
等価騒音レベル(自動車走行音)(dB)	34	34
騒音全体の等価騒音レベル(dB)	45	45
環境基準(dB)	45	45

※詳細は別添騒音予測資料「平均的な状況を呈する日における等価騒音レベル計算過程」を参照して下さい。

<備考>

なお、反射の影響が考えられる騒音源については、3dB 加算して計算しています。

<評価>

予測地点 D'において、昼間及び夜間の等価騒音レベルは環境基準を満たします。

従って、周辺環境への騒音の影響は軽微であると考えます。

別添9 夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果と算出根拠

騒音発生源	夜間												
	a地点		b地点			c地点		d地点		e地点		f地点	
	1.2m	4.2m											
定常騒音の最大値(dB)	39	34	45	34	38	40	40	30	30	33	33		
変動騒音中の最大値(dB)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
衝撃騒音中の最大値(dB)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車走行音中の最大値(dB)	20	11	17	15	21	19	24	41	41	45	45		
規制基準(dB)	45	45	45	40	40	45	45	45	45	45	45	45	45

※計算は別添騒音予測資料「騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値計算過程」を参照して下さい。

<備考>

なお、定常騒音については、反射音の影響を考慮し、3dB 加算して計算しています。

<評価>

全ての予測地点において、騒音レベル最大値は規制基準を満たします。

従って、周辺環境への騒音の影響は軽微であると考えます。

別添 10 廃棄物等の保管のための施設容量の確保等

(1) 廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

① 指針による予測結果と算出根拠

廃棄物種別	S:店舗面積		A:1日当たり 廃棄物排出量 指針原単位×S	B: 平均保 管日数	C: 見かけ比 重(t/m <sup>3</sup> )	排出 予測量 A×B÷C
	紙製廃棄物等 (再資源可能なものに限る)	6000 m <sup>2</sup> 以下	3.432 千m <sup>2</sup>	0.714t	1.00 日	0.10
6000 m <sup>2</sup> 超						
		計 0.714t				
金属製廃棄物 (アルミ製・スチール製の容器等)	6000 m <sup>2</sup> 以下	3.432 千m <sup>2</sup>	0.024t	1.00 日	0.10	0.24 m <sup>3</sup>
	6000 m <sup>2</sup> 超					
			計 0.024t			
ガラス製廃棄物 (ガラス製の容器)	6000 m <sup>2</sup> 以下	3.432 千m <sup>2</sup>	0.021t	1.00 日	0.10	0.21 m <sup>3</sup>
	6000 m <sup>2</sup> 超					
			計 0.021t			
プラスチック製廃棄物 (食料容器、食料品トレイ等)	6000 m <sup>2</sup> 以下	3.432 千m <sup>2</sup>	0.069t	1.00 日	0.01	6.90 m <sup>3</sup>
	6000 m <sup>2</sup> 超					
			計 0.069t			
生ごみ等 (食品廃棄物等)	6000 m <sup>2</sup> 以下	3.432 千m <sup>2</sup>	0.580t	1.00 日	0.55	1.05 m <sup>3</sup>
	6000 m <sup>2</sup> 超					
			計 0.580t			
その他の 可燃性廃棄物等	6000 m <sup>2</sup> 以下	3.432 千m <sup>2</sup>	0.185t	1.00 日	0.38	0.49 m <sup>3</sup>
	6000 m <sup>2</sup> 超					
			計 0.185t			
合計						16.03 m <sup>3</sup>

(2) 廃棄物等の保管場所の計画

① 廃棄物保管施設の計画

<廃棄物保管施設①>

施設番号	容量	面積	排出方法	洗浄方法	附属設備の概要
生ごみ・可燃等	2.19 m <sup>3</sup>	1.46 m <sup>2</sup>	業者委託	水洗	—
合計	2.19 m <sup>3</sup>	1.46 m <sup>2</sup>			

<廃棄物保管施設②>

施設番号	容量	面積	排出方法	洗浄方法	附属設備の概要
生ごみ・可燃等	3.31 m <sup>3</sup>	2.21 m <sup>2</sup>	業者委託	水洗	—
合計	3.31 m <sup>3</sup>	2.21 m <sup>2</sup>			

② リサイクル品(再利用対象物)保管施設の計画

<廃棄物保管施設①>

施設番号	容量	面積	回収方法	洗浄方法	附属設備の概要
ダンボール等	10.24 m <sup>3</sup>	6.82 m <sup>2</sup>	業者委託	水洗	—
金属・ガラス等	0.64 m <sup>3</sup>	0.43 m <sup>2</sup>	業者委託	水洗	—
プラスチック等	9.88 m <sup>3</sup>	6.59 m <sup>2</sup>	業者委託	水洗	—
合計	20.76 m <sup>3</sup>	13.84 m <sup>2</sup>			

<廃棄物保管施設②>

施設番号	容量	面積	回収方法	洗浄方法	附属設備の概要
ダンボール等	15.46 m <sup>3</sup>	10.31 m <sup>2</sup>	業者委託	水洗	—
金属・ガラス等	0.96 m <sup>3</sup>	0.64 m <sup>2</sup>	業者委託	水洗	—
プラスチック等	14.92 m <sup>3</sup>	9.95 m <sup>2</sup>	業者委託	水洗	—
合計	31.34 m <sup>3</sup>	20.9 m <sup>2</sup>			

別添 11 廃棄物等の運搬・処理等の計画

(1) 廃棄物の運搬・処理計画

① 廃棄物等の種類と処理方法の区分

廃棄物等の種類	敷地外処理	敷地内処理	その他
ダンボール等	○		
金属製廃棄物	○		
ガラス製廃棄物	○		
プラスチック製廃棄物	○		
生ごみ・可燃性	○		

② 廃棄物等の運搬方法

廃棄物等の種類	運搬の方法	業者	運搬頻度
ダンボール等	業者委託	許可業者	7回/週
金属製廃棄物	業者委託	許可業者	7回/週
ガラス製廃棄物	業者委託	許可業者	7回/週
プラスチック製廃棄物	業者委託	許可業者	7回/週
生ごみ・可燃性	業者委託	許可業者	7回/週

(2) 廃棄物等の分別・リサイクル計画

廃棄物等の種類	発生予測量(t/年)	ゴミ処分量(t/年)	資源化量(t/年)
ダンボール等	260.61	0	260.61
金属製廃棄物	8.76	0	8.76
ガラス製廃棄物	7.665	0	7.665
プラスチック製廃棄物	25.185	0	25.185
生ごみ・可燃性	279.225	279.225	0
合計	581.445	279.225	302.22

(3) 廃棄物等に関連する対応方策

項目	具体的な方法・内容
悪臭対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物等保管施設は建物内に設置し、周辺への廃棄物の散逸を防止します。</li> <li>・ 廃棄物等保管施設は、定期的に清掃し、清潔性を保持します。</li> </ul>
廃棄物の減量化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品納入に用いる容器の減量化及び資源化に努めます(リターナブルコンテナの採用、ダンボールの資源化等)</li> <li>・ レジ袋減量化のため、お買物袋持参運動を推進し、マイバスケット・マイバッグ等をご持参いただくよう、お客さまに呼びかけます。</li> </ul>

別添 12 その他指針関連事項

(1) 大規模小売店舗の立地環境

① 計画地の周辺環境

計画店舗は北側で市道曾根 31 号線、西側で県道 555 号(曾根阿弥陀線)に面しております。

北側は市道を挟んで住宅、東側は住宅及び店舗、西側は県道を挟んで駐車場、住居、南側は住居となっております。

② 用途地域

第二種住居地域(「付図2 周辺見取図」参照)

③ 最寄り駅からの距離

山陽電鉄本線「山陽曾根駅」より約 55m

(2) 駐輪場の計画

① 駐輪場台数の予測の結果と算出根拠

店舗面積	3,432 m <sup>2</sup>
必要駐輪台数	48 台
算出根拠	既存類似店舗の実績に基づく算出(下表のとおり)

計画店舗と同業態の兵庫県内の既存店舗の内、店舗面積や立地特性(「行政人口」、「可住地人口密度」など)に類似性が認められる 3 店舗(「姫路店」、「三田店」、「赤穂店」)を選定し、各店舗の実績を基に計画店舗の必要駐輪台数を算出しました。

店舗名	姫路店	三田店	赤穂店	計画店舗
所在地	兵庫県姫路店	兵庫県三田市	兵庫県赤穂市	兵庫県高砂市
店舗面積	3,664 m <sup>2</sup>	4,406 m <sup>2</sup>	4,954 m <sup>2</sup>	3,432 m <sup>2</sup>
営業時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間
海拔	3.4m	204.1m	3.3m	1.8m
行政人口	266,403 人	105,456 人	22,462 人	85,820 人
人口密度	974 人/km <sup>2</sup>	501 人/km <sup>2</sup>	343 人/km <sup>2</sup>	973 人/km <sup>2</sup>
可住地人口密度	2,278 人/km <sup>2</sup>	1,471 人/km <sup>2</sup>	944 人/km <sup>2</sup>	2,878 人/km <sup>2</sup>
最寄り駅からの距離	約 900m	約 1,160m	約 790m	約 55m
在庫台数(調査日ピーク時)	40 台	37 台	31 台	-
来客数比率(年最繁忙日/調査日)	126.5%	116.5%	155.7%	-
在庫台数(年最繁忙日)	51 台	43 台	48 台	-
必要駐輪台数(計画店舗)※	48 台	33 台	33 台	48 台

※必要駐輪台数(計画店舗)については、各既存店舗の在庫台数(年繁忙日)に、各既存店舗の店舗面積と計画店舗の店舗面積の比率を乗じて算出しております

【各店舗における時間帯毎の駐輪場在庫台数】

○姫路店(2026/2/15(日))

時間帯	台数(台)
0 時台	2
1 時台	1
2 時台	0
3 時台	0
4 時台	1
5 時台	3
6 時台	6
7 時台	10
8 時台	13
9 時台	17
10 時台	21
11 時台	28
12 時台	26
13 時台	24
14 時台	33
15 時台	40
16 時台	35
17 時台	27
18 時台	26
19 時台	20
20 時台	14
21 時台	11
22 時台	8
23 時台	5

○三田店(2026/2/15(日))

時間帯	台数(台)
0 時台	0
1 時台	1
2 時台	0
3 時台	1
4 時台	2
5 時台	3
6 時台	7
7 時台	9
8 時台	14
9 時台	16
10 時台	20
11 時台	26
12 時台	25
13 時台	26
14 時台	30
15 時台	32
16 時台	37
17 時台	31
18 時台	29
19 時台	22
20 時台	15
21 時台	9
22 時台	5
23 時台	4

○赤穂店(2026/2/15(日))

時間帯	台数(台)
0 時台	2
1 時台	2
2 時台	3
3 時台	2
4 時台	1
5 時台	3
6 時台	5
7 時台	7
8 時台	13
9 時台	14
10 時台	18
11 時台	19
12 時台	20
13 時台	19
14 時台	25
15 時台	31
16 時台	30
17 時台	26
18 時台	25
19 時台	16
20 時台	12
21 時台	7
22 時台	4
23 時台	1

② 駐輪場の管理体制

項目	具体的な方法・内容
整理員等の配置	・ 従業員により、適宜駐輪場の整理を行います。

(3) 荷さばき施設の計画

① 荷さばきに必要な作業スペース、安全性の確保

荷さばき施設	想定する車両	作業スペースの位置及び大きさ	対応
荷さばき施設① (付図3 参照)	4t 車 15 台/日 10t 車 1 台/日	幅:8.0m 奥行:14.4m 高さ:-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業時間内の搬出入作業は、来店車両の通行の妨げとならないよう配慮します。</li> <li>・ 作業員には、一旦停止の遵守等の安全運転に努めるよう周知・徹底します。</li> </ul>
荷さばき施設② (付図3 参照)	4t 車 4 台/日	幅:4.0m 奥行:12.0m 高さ:-	

② 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対応等
無	1 箇所	・ 作業員には、一旦停止の遵守等の安全運転に努めるよう周知・徹底します。

(4) 廃棄物の減量化及びリサイクルについての計画

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に則り、廃棄物の減量化及び資源化に努めます。</li> <li>・ 「高砂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に則り、廃棄物の排出抑制及び適正な処理に努めます。</li> <li>・ 廃棄物は分別、整理して保管し、ダンボール、空き缶、空き瓶、発泡スチロール等はリサイクル業者に引き渡す計画です。</li> <li>・ 廃棄物は廃棄物保管施設①で一括して収集を行うことで、収集車両の移動を最小限とし、回収時間の短縮を図ります。</li> </ul>
---

(5) 歩行者の通行の利便の確保のための計画

項目	具体的な方法・内容
歩行者通行の利便性確保のための対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場内には歩行者通路を確保し、主要な車路横断部には横断歩道の路面標示を行います。</li> <li>・ 建物西側の身障者駐車マス西側にバリアカーを設置し、駐車マスとの分離を行います。</li> </ul>

(6) 防災・防犯対策への協力

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員等による巡回を行い、防犯対策に努めます。</li> <li>・ 具体的な協力要請があれば、可能な範囲内で必要な協力をします。</li> <li>・ 万引き等が発生しないよう、適切な商品の陳列・整理に努めます。</li> </ul>
---

(7) 街並みづくり等への配慮に関する事項

① 街並みづくり計画の有無とその内容

当該計画地には街並みづくり等の計画はありません。

② 街並みづくり等への配慮事項

- ・ 計画施設周辺の清掃等、街並みの美化に努めます。
- ・ 植栽により、敷地内に緑地を設けます。

③ 敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化面積	緑化の方法	根拠
15,756 m <sup>2</sup>	敷地:2,099.68 m <sup>2</sup>	グラスパーキング、芝、敷地緑化	・ 『兵庫県環境の保全と創造に関する条例』に基づき、建築物及び敷地について必要な緑化を行います。

④ 景観への配慮

- ・ 兵庫県 景観の形成等に関する条例(景観条例)に基づいた計画と致します。

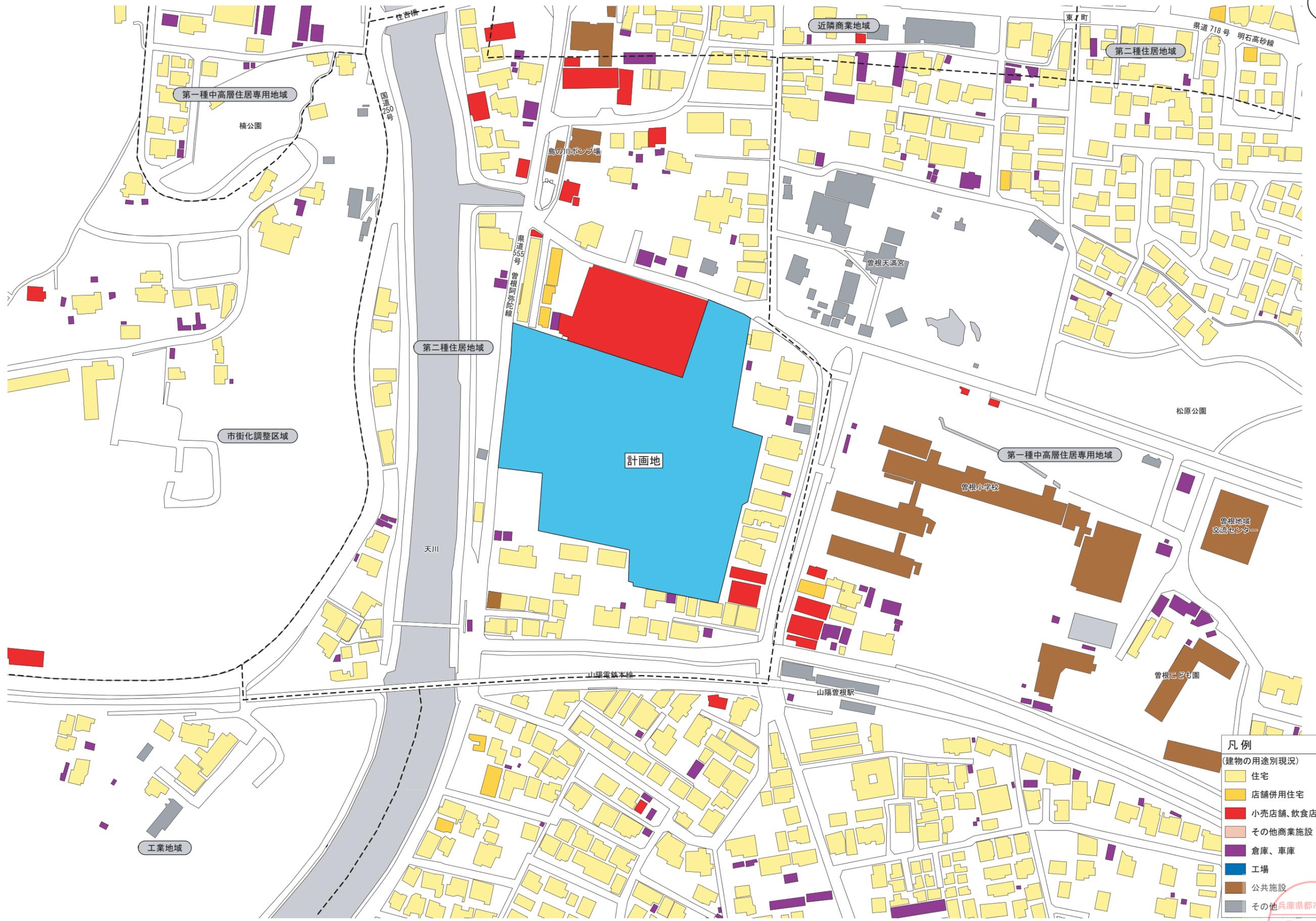
⑤ 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

- ・ 照明装置の位置及び明るさ、照射方向、点灯時間を考慮し、光害とならないように配慮致します。

⑥ 市町等の公的計画への協力

- ・ 具体的な協力要請があれば、可能な範囲内で必要な協力をします。





**凡例**  
(建物の用途別現況)

住宅
店舗併用住宅
小売店舗、飲食店、事務所
その他商業施設
倉庫、車庫
工場
公共施設
その他



■サイン案

サイン① (道路側)

サイン② (道路側)

サイン③

サイン④  
 出口のご案内

サイン⑤  
 北方面へは右折でお帰ってください

サイン⑥  
 南方面へは左折でお帰ってください

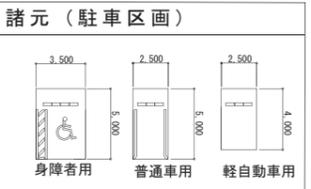
サイン⑦  

 歩行者・自転車専用出入口



凡例

- 物販店舗 (Red)
- 非物販店舗 (Light Blue)
- 荷さばき施設  
 ①: 14.4 × 8.0 = 115.2㎡  
 ②: 12.0 × 4.0 = 48.0㎡  
 計 163.2㎡
- 廃棄物保管施設  
 ①: 3.0 × 5.1 × 1.5 = 22.95㎡  
 ②: 3.0 × 3.9 × 1.5 = 17.55㎡  
 2.0 × 5.7 × 1.5 = 17.1㎡  
 17.55㎡ + 17.1㎡ = 34.65㎡  
 計 57.60㎡
- 駐輪場 (Orange outline)
- 自動二輪 (Light Purple)
- 緑地 (Green)
- 従業員等用区画 (Grey)
- 太陽光パネル (Blue dashed outline)
- ポストコーン (Yellow circle)
- 出入口 (Black triangle)
- 敷地境界線 (Red line)
- 来店経路 (Red arrow)
- 退店経路 (Blue arrow)
- 搬入車経路 (Green arrow)
- 歩行者・自転車動線 (Dashed orange line)
- 交通整理員 (Person icon)
- 開店時・繁忙時適宜配置 (Person icon)
- 荷受人 (Person icon)
- 搬入時1名配置 (Person icon)



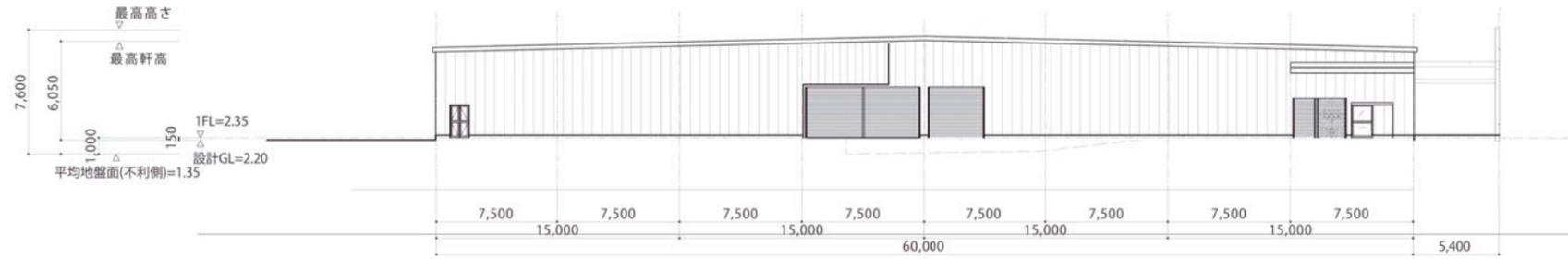
■敷地内の緑化について  
 敷地面積: 15,756.08㎡  
 必要面積: 2,016.95㎡  
 計画面積: 2,099.68㎡

■必要面積の算定式  
 算定面積: 敷地面積から控除できる部分1,254.62㎡を除く  
 空地面積: 算定面積から算定面積に建蔽率(60%)を乗じた分を除く  
 緑地義務面積: 空地面積の50%  
 必要緑地面積: 緑地義務面積から太陽光パネル1,766.70㎡の50%を除く

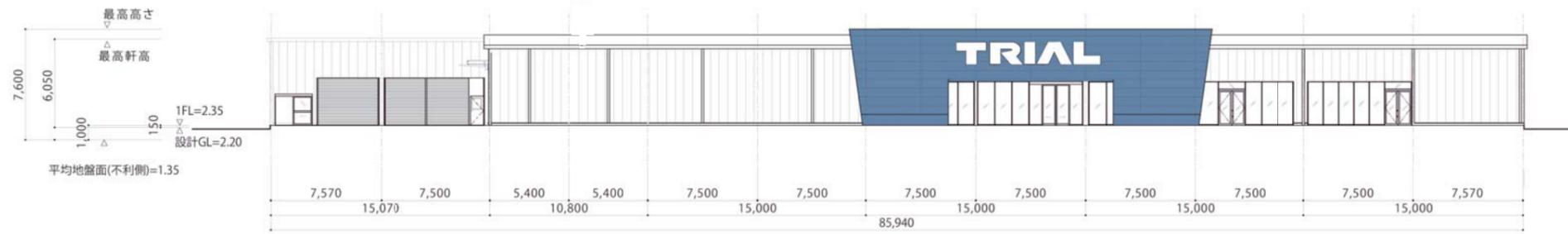
■防犯カメラの設置について  
 防犯対策上必要と思われる箇所に、防犯カメラを設置する予定です。



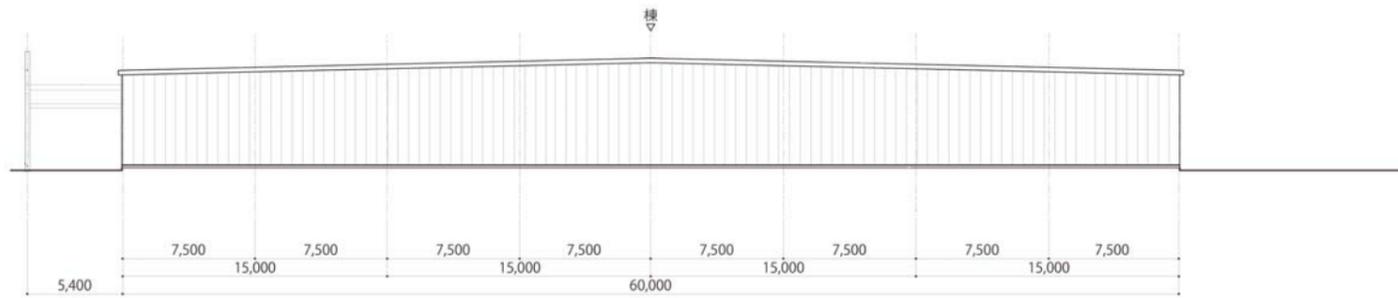
付図3 建物配置図及び1階平面図



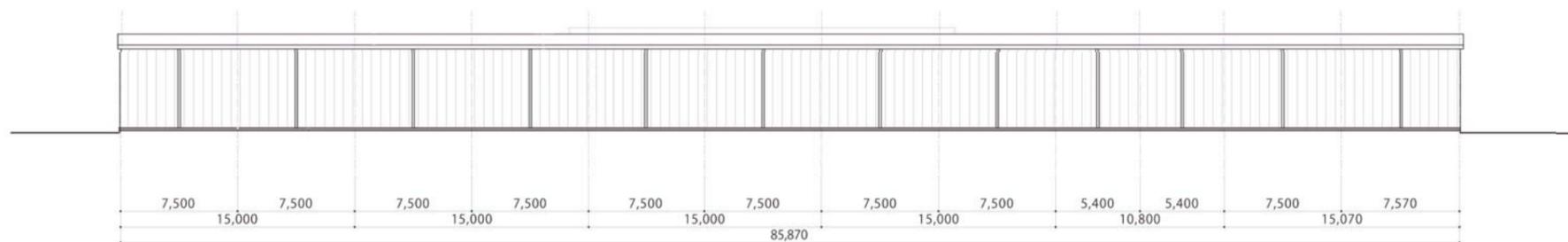
北側立面図



西側立面図



南側立面図



東側立面図



## チェックリスト

大規模集客施設条例及び大規模小売店舗立地法の手続時には、計画施設における配慮事項への具体的な対応について下表の右欄に記入し、届出書類と併せて提出してください。

なお、ガイドラインで示した配慮事項によることが困難な場合、個別の計画に応じた安全性を確保するための措置を対応欄に記載願います。

分類	配慮事項	対応欄
(1) 駐車場出入口		
①	駐車場出入口の間口の長さは原則6m以下とし、出庫車線は原則1車線とすること。	出入口①については、搬入車両の入出庫を行うため間口は12mですが、歩行者の設置により、自動車の有効幅員は6m、各出入口の車線幅は3mであり、軽車両でも並列出庫できない車線構成とします。 出入口②については見通し及び安全な相互通行のため間口は10mですが、歩行者・自転車導線の設置により、自動車の有効幅員は6m、各出入口の車線幅は3mであり、軽車両でも並列出庫はできない車線構成とします。
②	駐車場出口においては、前面道路に対する視認性を確保すること。	駐車場出口部は左右に十分な視距を確保します。また、駐車場出口部付近には柵等の見通しを妨げる構造物は設置しません。
③	入庫ゲートを設置する場合は、道路境界から6m以上の距離を確保すること。	—
④	繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。	開店時及び繁忙時等は、各出入口部に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全の確保を図ります。また、駐車場各出入口部には歩行者に注意する旨の注意喚起看板を設置します。
⑤	駐車場出入口及び出入庫ゲート付近の車路に勾配がある場合、停止位置は平坦とするよう努めること。	駐車場出入口付近は平坦な構造とします。
⑥	駐車場出入口付近には、路面標示や標識等による分かりやすい案内及び注意喚起を行うよう努めること。	駐車場出入口付近には、案内看板及び路面標示を設置します。

(2)車路		
①	路面標示や標識等により分かりやすい誘導を行うよう努めること。特に、車路の交差部では路面標示等により優先性の明確化に努めること。	駐車場内は路面標示により分かりやすい誘導を行います。 なお、車路交差部では停止線の路面標示により優先性を明確化します。
②	駐車場の車路は、一方通行とするなど単純で分かりやすいレイアウトとするよう努めること。	駐車場の車路は歩行者・自転車動線も含めて広く確保することで、相互通行としますが、主要な車路の交差部に停止線を設置する等の路面標示による誘導を行います。
③	徐行を徹底するため路面標示やハンプの設置等を行うよう努めること。	車両の走行速度が上がりやすい車路は駐車場内に徐行の路面標示を行います。
④	建物配置等により車路の見通しが悪い場合は、注意喚起の表示やカーブミラーの設置等の安全対策を行うよう努めること。	駐車場内は単純な車路とし、主要な車路交差部では停止線を標示するほか、左右に十分な視距を確保します。
⑤	主要な車路の分岐点等には出口への進路を示すほか、出口によって退店する方面が異なる場合は、その方面を併せて表示するよう努めること。	駐車場内には適切に誘導標示を行います。
⑥	駐車場出入口付近の車路は、円滑な出入庫が可能となるよう単純な形状とすること。	各駐車場出入口部は単純な形状とします。
分類	配慮事項	対応欄
(3)駐車マス		
①	必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、原則幅 2.5m以上、奥行 5.0m以上とすること。	来客用の駐車区画は幅 2.5m、奥行 5.0mとします。
②	障害者等用駐車マスは、安全に乗降できるスペースを設けるよう努めること。	障害者等用駐車マスの周囲には、安全に乗降できるスペースを確保するとともに、駐車マスは店舗出入口付近の配置とします。
③	障害者等用駐車マスは、原則複数設置とし、建物出入口等までの経路が極力短くなる位置とすること。	車いす使用者などが円滑に移動できるよう、障害者等用駐車マスは建物出入口付近に複数設置します。
④	複合的な商業施設などで長時間の滞在や高齢者、障害者等の利用が相当程度見込まれる場合は、停車スペースを設けるよう努めること。	—
⑤	大規模な駐車場等で駐車マスの空き状況の確認が困難な場合は、満空表示等により運転者の負担軽減に努めること。	満空表示等の設置は行いませんが、オープン時及び繁忙時は交通誘導員等を配置し、空き駐車マスに円滑に誘導します。
⑥	来客用駐車マスは、円滑な出入庫を妨げないよう、駐車場出入口付近を避けて配置するよう努めること。	円滑な入庫を促すため、来客用駐車マスは可能な限り駐車場出入口付近を避けた位置に配置します。

(4) 歩行者用通路		
①	駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として幅員1 m以上の識別しやすいものとし、車路の横断箇所を極力少なくすること。	駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は1 m以上の幅員を確保します。
②	島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置するとともに、注意喚起の表示により、歩行者の安全確保を図ること。	島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置します。
③	自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅員2 m以上とすること。	自転車使用者が利用する歩行者用通路部においては、2 m以上の幅員を確保します。
④	障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないようにすること。	障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないよう配置します。
⑤	建物が複数棟ある場合は、建物間の動線計画に配慮した歩行者用通路を確保すること。	—
分類	配慮事項	対応欄
(5) その他		
①	歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合は、防護柵を設けるよう努めること。	駐輪場、建物面に接する位置に駐車マスの設置はありません。歩行者用通路に面するマスに車止め、また車路に面する駐輪場やバイク置き場のガードパイプを設置します。
②	営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場を利用する場合は、交通誘導員の配置などの安全対策を講じること。	搬入車両の入出庫時は、荷受け誘導員を配置し、歩行者等の安全対策を行います。
③	駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口前などの人が集中する箇所を通過しないよう配慮すること。	来客用の駐輪場については店舗入口正面への配置を避けるとともに、可能な限り歩行者・自転車の動線を分離することで歩行者との交錯を抑制します。

④	駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合は、適切な位置に設けるよう努めること。	ショッピングカートについては、風除室付近に配置します。従業員が定期的に敷地内を巡回し、駐車場内等に散乱しているカートは回収します。
⑤	駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合は、制限時も適切な動線を確保すること。	夜間利用制限を行う場合は、適切な動線を確保します。
⑥	夜間又は建物内の駐車場においては、障害物や案内標識を明確に認識できる照明施設を設けるよう努めること。	夜間の駐車場内において、障害物や案内標識を明確に認識できる照明施設を設置します。(維持照度 5lx 以上)
⑦	駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を設けるよう努めること。	駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置します。 また防犯カメラを設置します。
⑧	グラスパーキングとする場合は、日照、長時間駐車の可能性、出入庫の頻度等を勘案して駐車マスを設置するよう努めること。	グラスパーキングの配置について、日照時間や利用想定頻度に配慮した計画とします。
⑨	計画地が信号交差点の角地等で、通り抜け車両の発生が懸念される場合は、駐車場内の安全確保のための対策を講じるよう努めること。	—
⑩	道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合は、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。	道路から直接駐車できる駐車マスや駐輪場の計画はありません。

# 別紙② 駐車場法チェックシート

※自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合③～⑥は審査対象外

店舗名：スーパーセンター  
トライアル高砂曾根店

チェック項目	駐車場法施行令				細目	チェック欄	判定	総合判定		
	第七条	第一項	第一号	イ						
① 駐車場出口及び入口の位置は？	第七条	第一項	第一号	イ	【道路交通法第四十四条第一項第一号】 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾こう配の急な坂又はトンネル	1つでも該当すれば不可。ただし、下記②の大臣認定を取得した場合を除く。				
					【道路交通法第四十四条第一項第二号】 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分					
					【道路交通法第四十四条第一項第三号】 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分					
					【道路交通法第四十四条第一項第四号】 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分					
					【道路交通法第四十四条第一項第五号】 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）					
					【道路交通法第四十四条第一項第六号】 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分					
					【道路交通法第四十四条第一項第七号】 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5メートル以内の道路の部分					
				ハ	幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、緑石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右20メートル以内の部分を含む。） ※児童公園：もっぱら児童の利用に供することを目的とする公園					
				ニ	橋					
				ホ	幅員が6メートル未満の道路 ※道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、市道、道路運送法に規定する自動車道、及び一般交通の用に供するその他の場所					
				ヘ	縦断勾配が10パーセントを超える道路					
	上記該当無し					✓	可			
② 駐車場出口及び入口の位置は？	第七条	第二項	第一号		道路交通法第四十四条第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる道路の部分（同条第一号に掲げる道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。）	国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては可（大臣認定）				
			第二号		橋					
			第三号		幅員が6メートル未満の道路					
③ 路外駐車場の前面道路の数は？ ※道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、市道、道路運送法に規定する自動車道、及び一般交通の用に供するその他の場所	第七条	第一項	第二号	2つ以上	駐車場出入口を自動車交通に支障をおよぼすおそれの少ない道路に設置	✓	可			
					駐車場出入口を自動車交通に支障をおよぼすおそれの少ない道路に設けると歩行者の通行に著しい障害を及ぼす場合				自動車交通に支障をおよぼすおそれの多い道路に出入口設置であっても可	
					（理由を記入）					
					駐車場出入口を自動車交通に支障をおよぼすおそれの少ない道路に設置できない特別な理由がある場合					
					（理由を記入）					
	駐車場出入口を自動車交通に支障をおよぼすおそれが少ない道路に設置できない理由は特にないにもかかわらず、自動車交通に支障を及ぼすおそれが多い道路に設置	不可								
④ 自動車の駐車のために供する部分の面積は？ ※車路を除いた駐車マスのみ	第七条	第一項	第三号	6,000平方メートル未満		✓	可			
				6,000平方メートル以上	自動車の出口と入口を分離した構造とし、かつそれらの間隔が道路に沿って10メートル以上確保されている。				可	
					自動車の出口と入口を分離した構造とし、かつそれらの間隔が道路に沿って10メートル以上確保されていない。					不可
					・緑石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合（中央分離帯、柵等） ・自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されていない場合（道路反射鏡、交通誘導員による右折出入庫規制誘導等）					
⑤ 自動車の出口または入口において自動車の回転を容易にする必要があるか？	第七条	第一項	第四号	必要あり	隅切りを行う（切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5メートル以上）	✓	可			
				必要なし	隅切りを行わない				不可	
⑥ 自動車の出口付近の構造は？	第七条	第一項	第五号	ロ	自動車の出口付近の構造は、2メートル距離後退した自動車の車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できる。	✓	可			
					確認不可能				不可	
⑦ 車路の幅員は？	第八条	第一項	第二号	イ	自動車の場合2.75メートル 以上 自動二輪車専用の場合1.75メートル 以上 上記未満		可			
					自動車の場合2.75メートル 以上 自動二輪車専用の場合1.75メートル 以上 上記未満				不可	
					自動車の場合3.5メートル 以上 自動二輪車専用の場合2.25メートル 以上 上記未満				可	
					自動車の場合3.5メートル 以上 自動二輪車専用の場合2.25メートル 以上 上記未満				不可	
⑧ 路外駐車場は建築物か？	第八条	第一項	第三号	イ	建築物である	✓	可	全て該当すれば可（例外規定なし）		
					建築物でない				はり下の高さ2.3メートル以上	
									屈曲部の内法半径5メートル以上（自動二輪3メートルの場合3メートル以上）	
									傾斜部の縦断勾配17パーセントを超えない	
			ニ		傾斜部の路面は粗面とし、又は滑りにくい素材とする					

## 大規模小売店舗計画概要書

名 称	スーパーセンタートリアル高砂曾根店			
所在地	兵庫県高砂市曾根町字入喜濱 2526 番 1 他			
届出種別	法第 5 条第 1 項			
新設又は変更年月日	令和 8 年 11 月 4 日			
店舗面積の合計	3,432 m <sup>2</sup>			
営業時間	開店時刻	午前 0 時 00 分	閉店時刻	翌午前 0 時 00 分
駐 車 場	位 置	配置図参照	収容台数	161 台
	利用可能時間帯	午前 0 時 00 分～翌午前 0 時 00 分		
	出入口の数	2 箇所	出入口の位置	配置図参照
駐 輪 場	位 置	配置図参照	収容台数	48 台
荷さばき施設	位 置	配置図参照	面 積	163.2 m <sup>2</sup>
	作業時間帯	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分		
廃棄物等保管施設	位 置	配置図参照	容 量	57.60 m <sup>3</sup>

○添付書類：配置図

○変更事項については、変更前・後の内容を 2 段書きすること。



■サイン案

サイン① (道路側)

サイン② (道路側)

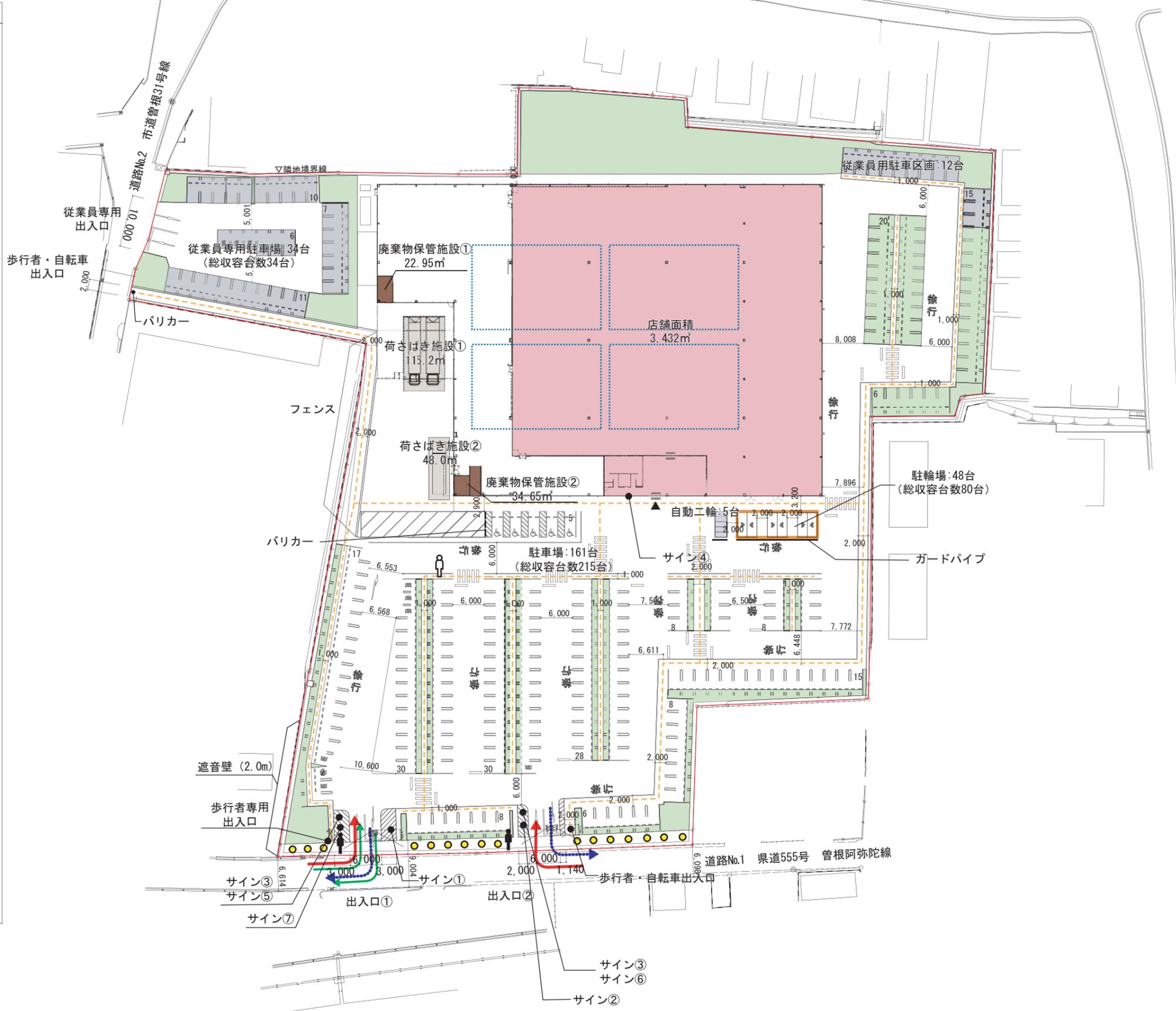
サイン③

サイン④  
 出口のご案内

サイン⑤  
 北方面へは  
 右折でお帰ってください

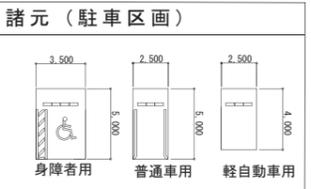
サイン⑥  
 南方面へは  
 左折でお帰ってください

サイン⑦  
  
 店舗  
  
 歩行者・自転車専用出入口



凡例

- 物販店舗 (Red)
- 非物販店舗 (Light Blue)
- 荷さばき施設  
 ①: 14.4 × 8.0 = 115.2m<sup>2</sup>  
 ②: 12.0 × 4.0 = 48.0m<sup>2</sup>  
 計 163.2m<sup>2</sup>
- 廃棄物保管施設  
 ①: 3.0 × 5.1 × 1.5 = 22.95m<sup>2</sup>  
 ②: 3.0 × 3.9 × 1.5 = 17.55m<sup>2</sup>  
 2.0 × 5.7 × 1.5 = 17.1m<sup>2</sup>  
 17.55m<sup>2</sup> + 17.1m<sup>2</sup> = 34.65m<sup>2</sup>  
 計 57.60m<sup>2</sup>
- 駐輪場 (Orange outline)
- 自動二輪 (Purple)
- 緑地 (Green)
- 従業員等用区画 (Grey)
- 太陽光パネル (Blue dashed outline)
- ポストコーン (Yellow circle)
- 出入口 (Black triangle)
- 敷地境界線 (Red line)
- 来店経路 (Red arrow)
- 退店経路 (Blue arrow)
- 搬入車経路 (Green arrow)
- 歩行者・自転車動線 (Dashed orange line)
- 交通整理員 (Person icon)
- 開店時・繁忙時適宜配置 (Person icon)
- 荷受人 (Person icon)
- 搬入時1名配置 (Person icon)



■敷地内の緑化について  
 敷地面積: 15,756.08m<sup>2</sup>  
 必要面積: 2,016.95m<sup>2</sup>  
 計画面積: 2,099.68m<sup>2</sup>

■必要面積の算定式  
 算定面積: 敷地面積から控除できる部分1,254.62m<sup>2</sup>を除く  
 空地面積: 算定面積から算定面積に建蔽率(60%)を乗じた分を除く  
 緑地義務面積: 空地面積の50%  
 必要緑地面積: 緑地義務面積から太陽光パネル1,766.70m<sup>2</sup>の50%を除く

■防犯カメラの設置について  
 防犯対策上必要と思われる箇所に、防犯カメラを設置する予定です。



付図3 建物配置図及び1階平面図